

佐倉市公共交通支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乗務員の確保に課題を抱える公共交通事業者を支援し、安全・安心な運行の継続を図るため、予算の範囲内において、佐倉市公共交通支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 運転手養成支援制度 路線バス事業者又はタクシー事業者が、その従業員（内定者を含む。以下同じ。）が道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項の第2種免許を取得するための費用を負担する制度をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、路線バス事業者又はタクシー事業者である法人のうち、次のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内に営業所を有していること。
- (2) 次に掲げる者に対して運転手養成支援制度を実施していること。
 - ア 市内の営業所に配属されている従業員
 - イ 内定者のうち、その配属先が市内の営業所に内定しているもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める免許の取得について、令和7年4月1日以後に運転手養成支援制度の利用の申出をし、かつ、令和8年2月27日までに当該免許を取得した従業員（次項の在籍要件に該当する者に限る。以下「支援制度利用者」という。）に対し、当該運転手養成支援制度に基づき交付対象者が負担した費用とする。

- (1) 路線バス事業者 道路交通法第86条第1項の大型第2種免許
- (2) タクシー事業者 道路交通法第86条第1項の普通第2種免許

2 前項に規定する在籍要件は、同項に規定する運転手養成支援制度の利用の申出の日から規則第13条の規定による実績報告を行う時点までの間、引き

続き前条第2号ア又はイのいずれかに該当していることとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、支援制度利用者1人につき、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額又は前条に規定する交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。

(1) 路線バス事業者 30万円

(2) タクシー事業者 10万円

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市公共交通支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 運転手養成支援制度の利用の申出をした者について、次のことがわかる書類

ア 当該運転手養成支援制度を利用していること。

イ 第3条第2号ア又はイに該当する者であること。

(3) 補助対象経費の内訳が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年1月30日までに補助金の交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 規則第6条に定める補助金等の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

(変更の申請)

第8条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第4号）とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書（別記様式第5号）とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書（別記様式第6号）

(2) 交付対象者が補助対象経費を支払ったことを証する書類

(3) 支援制度利用者が免許を取得したことを証する書類

(4) 支援制度利用者が第4条第2項に規定する在籍要件を満たすことを確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金実績報告書は、令和8年3月3日までに提出しなければならない。
(額の確定)

第10条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書（別記様式第8号）とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年9月30日決裁佐計第444号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。